

2011年度
民事訴訟法講義
21

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 判決事項（246条）
2. 自由心証主義・証明責任（247条・248条）
3. 直接主義（249条）
4. 判決の言渡しと発効（250条－260条）
5. 訴訟費用（61条－74条）
6. 決定とその効力（119条・122条）

判決事項（246条）

- 訴訟物となっていない請求については、判決することができない。
- 訴訟物たる権利関係が同一であっても、原告の求める上限を超える判決をすることはできない。

一つの請求の一部認容

- 原告の意思に反しない場合には、一つの請求の一部のみを認容することができる。
- 数量的に可分な給付については、一部のみを認容することは、通常、原告の意思に反しない。
- 単独所有権の確認請求に対して共有持分しか認められない場合には、共有持分を有する旨の一部認容判決をするのが原則となる。
- 引換給付判決は、一部認容の一種として許される。

自由心証主義（247条）

- 裁判官は、次の資料に基づいて、自由な心証により、当事者の主張の真否を判断することができる。
 1. 証拠調べの結果
 2. 弁論の全趣旨
 3. 顕著な事実
- 裁判官の心証形成は恣意的であってはならず、経験法則や論理法則にしたがった合理的なものでなければならない。

自由心証主義の具体的内容

- 証明の必要
- 証拠共通
- 間接事実による主要事実の推認
- 弁論の全趣旨の斟酌
- 証拠調べの結果の斟酌
- 証拠の証明力の自由評価
- 顕著な事実（179条）の斟酌

自由心証主義が尽きた時に、証明責任の作用が始まる

- 裁判所が事実の存否を確信できないときでも、法的判断をする必要がある。
- 主要事実の主張の真偽が不明であるにもかかわらず、法規範が定める法律効果の発生を肯定されあるいは否定される不利益を証明責任という。
- 事実の存否不明という客観的状況に対応できるように立法時に決まっている責任であり、弁論主義とは関わりなしに妥当する責任であり、客観的証明責任（確定責任）ともいう。

証明責任の分配を表現する立法技術

法律要件分類説

- 出発点となる基本命題： 法規はその要件事実の存在が証明されたときにのみ適用されるとの原則（法規不適用の原則）を前提に法規範を定めると、立法者は、法規範の構成を通して証明責任を分配することができる。
- 私法法規は、この考えを前提にして作られている。

少しだけ違う2つの説明

- 伝統的な多数説は、法規不適用の結果生ずる不利益が証明責任であると説明する。
- 比較的最近の有力説は、主要事実の存在又は不存在を定める規範が存在するべきであり、その規範の適用の結果、法規の適用・不適用が定まると考えた上で、その規範を証明責任規範と呼び、その適用により一方当事者に生ずる不利益（事実が存在する又は存在しないと定められる不利益）を証明責任と呼ぶ。

法規範の分類

規範の分類		要件事実について証明責任を負う者
権利根拠規定 (拠権規定)	権利の発生を定める規定	権利主張者
権利障害規定 (障権規定)	権利の不発生を定める規定	権利を争う者
権利消滅規定 (滅権規定)	権利の消滅を定める規定	
権利阻止規定 (阻権規定)	同時履行の抗弁のような権利行使の阻止を定める規定。	

例

民200条

1. 1項 権利根拠規定
2. 2項本文 権利障害規定
3. 2項但書き 権利障害規定の例外

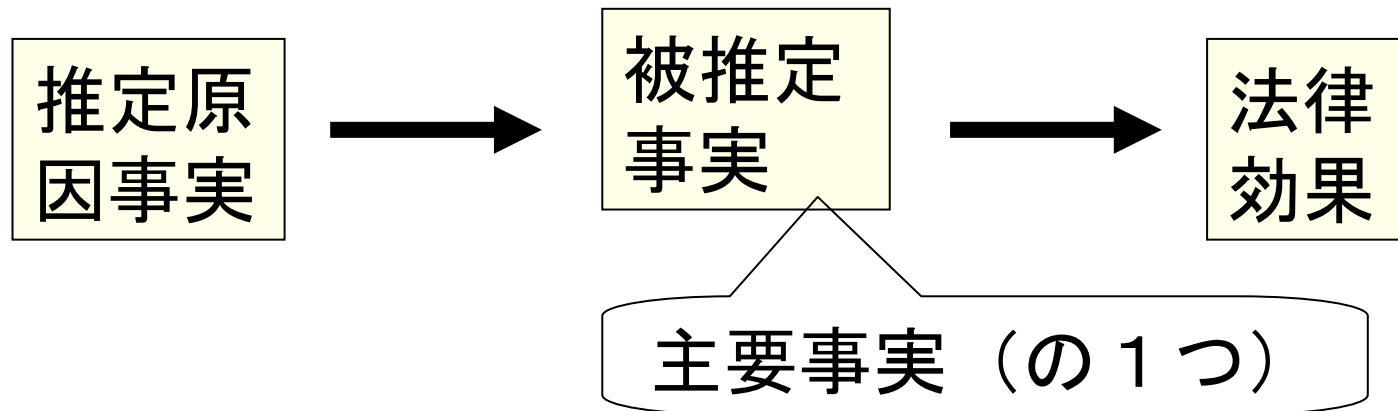
特許法29条は、次のように解される

- 本文 特許権付与の根拠規定
- 本文中の「次に掲げる場合を除き」 障害規定 その

法律上の推定

- 法律上の推定という方法も、証明責任の分配の表現技術として用いられる。
- 法律上の推定は、ある事実から主要事実ないし権利を推定することを法規が定めている場合を指す。

事実推定



例

- 破産法15条2項
- 民法186条2項

権利推定



例

1. 民法188条

2. 民法229条（境界線上の物の共有推定）

権利関係からその権利関係を推定する場合もある

■ 民法250条（共有持分の推定）

損害の算定の基礎となる事実の主張・立証

- 建物が他人の放火で焼失し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、建物の中にあった動産の損害額の証明は、原告が、個別に品名をあげ、購入時期・購入価額を明らかにすることにより、現在の価額の算定に必要な事実を主張・証明するのが本来である。
- しかし、主要な動産については可能であるとしても、全部についてすることは極めて困難である。

立証の困難からの救済（248条）

- このような場合には、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

248条の適用要件

1. 損害が生じたことが認められる場合であること
 2. 損害の性質上その額を立証することが極めて困難であること
- ✓ 民訴248条にならって、同趣旨の規定が平成11年法律38号により特許法105条の3に新設された（実用新案30条、意匠41条、商標39条により準用されている）。

直接主義（249条）

- 判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする。
- 口頭弁論への関与は、裁判官が口頭弁論終結時に当事者と裁判の基礎資料を共有していることを意味する。その裁判官が判決内容の確定に関与していればよく、判決書に署名できなくても、言渡しに関与できなくてもよい。（規157条2項）

判決の発効（250条）－自己拘束力

- 判決は、言渡しにより効力を生ずる（判決として成立する）。
- 一旦言い渡した判決は、判決確定前でも撤回できないのが原則である（不可撤回性の原則・自己拘束力）。ただし、256条・257条で例外が定められている。
- 既判力や形成力といった内容的効力は、判決が確定して始めて生ずるのが原則である。執行力も基本的には同様であるが、これには仮執行制度がある。

判決言渡（251条・252条）

- 判決は、口頭弁論終結後2月以内に言い渡さなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない（251条。訓示規定である）。
- 判決の言渡しの前に判決書を作成し、判決書原本に基づいて判決を言い渡す。
- 実質的な争いのない事件については、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡すことができ（254条）、この場合には裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする（規155条3項）。

判決言渡し期日

- 言渡しは、期日を指定して、その期日に言い渡す。
- 第1回口頭弁論期日に弁論を終結すると共に、その日を判決言渡期日に指定し、当事者に告知し、直ちに判決を言い渡すこともできる。

判決書（253条）

- 「判決」という表題
- 当事者・法定代理人（名称・住所）（5号）
- 主文（1号）
- 事実及び理由（2号・3号）
- 口頭弁論終結の日（4号）
- 裁判所（6号） 官署としての裁判所名・
部・裁判官の署名・押印（規157条1項）。

調書判決（254条）

- 次の場合には、被告が控訴を提起する見込みは極めて少ないので、原告の請求を認容するときは、判決書の原本に基づかずにすることができる（254条。実例：大阪地裁平成12年9月14日判決）。

訴訟費用（61条－74条）

- 敗訴者負担の原則
- 裁判所は、負担割合を定める
- 具体的な金額は、裁判所書記官が定める

決定とその効力（119条・122条）

- さまざま例外があるが、告知により効力が生ずるのが原則である